

平成30年第2回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

議事日程

平成30年10月29日（月曜日）午前9時03分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第47号議案 財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-I型）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 都築一三君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
総務部長 山本富雄君	消防長 吉本智明君
財務課長 林保克君	消防次長兼 消防署長 小山哲夫君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年第2回幸田町議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に提出された議案は、お手元の議案目録のとおり、重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため、十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思っております。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いしまして、開会の挨拶といたします。

臨時会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

10月も残すところ2日となり、爽やかな秋晴れの日が続いております。昨日の町民大運動会につきましては、御参加いただきましたこと改めて御礼申し上げます。

本日ここに、平成30年第2回幸田町議会臨時会をお願いしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、早朝より御出席をいただき、まことにありがとうございます。平素より町政各般に当たりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても御指導、御高配を承っておりますこと、あわせて敬意と感謝を申し上げます。

今臨時会に提案をさせていただきます議案は、消防ポンプ自動車1台の財産の取得についてでございます。平成30年8月18日に火災出動中の交通事故により破損し修理不能となりました消防ポンプ自動車につきまして、少しでも早く整備を進めるための議案でございます。詳細につきましては、後ほど提案の理由とその概要につきまして説明をさせていただきますが、慎重に御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、臨時会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成30年第2回幸田町議会臨時会は成立しました。

これより開会します。

開会 午前 9時03分

○議長（杉浦あきら君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時03分

○議長（杉浦あきら君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を15番 酒向弘康君、1番 足立初雄君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今回の臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。



日程第3

○議長(杉浦あきら君) 日程第3、第47号議案を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは、第47号議案につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

第47号議案 財産の取得についてであります。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、消防ポンプ自動車CD-I型の取得に伴い、必要があるからであります。

議案書2ページをごらんいただきたいと思います。

物品の概要は、消防ポンプ自動車CD-I型の車両1台を購入するものであります。

納入場所は、幸田町大字菱池字前田41番地1地内で、契約金額は、3,121万2,000円であります。

契約の方法は、8社による指名競争入札を10月16日に実施し、契約の相手方は、名古屋市熱田区新尾頭2丁目2番7号 小川ポンプ工業株式会社名古屋事務所 所長二神智であります。

議案関係資料は、1ページから6ページを御参照願いたいと思います。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。慎重に御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長(杉浦あきら君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

第47号議案 財産の取得について(消防ポンプ自動車CD-I型)の質疑を許します。

1番、足立君。

○1番(足立初雄君) 今回のこの消防ポンプ自動車、この入札に参加資格のある業者は何

社だったのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 財政課長。

○財政課長（林 保克君） 入札参加資格のあった業者数であります。27社となっております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 27社のうち、今回指名されたのは規則であったと思うんですが8社ということでもありますけれども、この8社の中で資本金を見ますと最低1,000万、最高が10億という非常に金額でいくと幅が広い中で選ばれているわけでもありますけれども、もう少し資本金とか資格とかそういう面である程度そろえた形で競争されたほうがよかったのではないかというふうに思うわけでもありますけど、その辺の業者の選択についてはどういうお考えでされたのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 消防次長。

○消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 業者の選択であります。消防車両の艤装メーカー、こちらのほうを6社選びました。それで、あと消防設備、防災用品等を扱う商社、こちらのほうの2社の選定となっております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この選ばれた8社のうち、その業務の専門が違うということなんでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 消防次長。

○消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 車両を専門に艤装をしているメーカー、こちらのほうが6社あります。8社と入札規定はなっておりますので、あと2社のほうを消防用品、こちらのほうを扱っている商社から2社を選択しました。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） それでは、落札された小川ポンプ工業というのはどちらの専門の業者なんでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 消防次長。

○消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 小川ポンプ工業株式会社は消防車両、こちらのほうの艤装を行うメーカーとなっております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） そうしますと小川ポンプは艤装といいますか本体をつくるということで、その内装ですよ、あと2社。内装の関係については小川ポンプ社がほかの会社に委託するような形でやるということになるのでしょうか。どういう形でこのポンプ車がつくられていくのかという辺を説明していただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防次長。

○消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 艤装メーカーになりますが、こちらのほうは車両ベース、こちらのほうを購入しまして、車種なんですけどこちらのほうを購入して、形を消防車の艤装といいますけど、いろいろなポンプをつけたりだとか、消防の活動をするための資機材、こちらを載せるスペース、こちらのほうをつくっていくという形の会社になりますので、全て艤装メーカーというのはそこで製作ができるということになります。

- 議長（杉浦あきら君） ほかにありませんか。
- 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 8月18日に火災出動中の交通事故によりということですが、交通事故の事故形態はどんな内容ですか。
- 議長（杉浦あきら君） 消防次長。
- 消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 事故形態であります、現場なんです。幸田町の六栗地内、こちらのほうで事故が起こったわけでありまして。この火災にあつては、桐山地区内で山林火災で出動しておりまして、そちらに向かう消防車、こちらが走行中に消防車を避けておられた車両を、道路で言えばぬって行く際にバランスを崩して事故に遭ったという経緯になります。
- 議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） よくわからんわけですが、要は出動中に車があつて、それをこうぬっていったと、こういうことなんですよ。そうすると一つは、消防も含めて町の職員にかかわる交通安全教育、これは総務部長の担当だよ。違うか、わしは知らんと。まあ、いいや誰が答弁しても。要は交通安全教育、運転者教育、これはどういうふうに行っているわけですか。みんな知らんと言ってる。
- 議長（杉浦あきら君） 答弁願います。
- 副町長。
- 副町長（大竹広行君） 職員に対する交通安全の関係でございます。これにつきましては過去から主に新規採用職員に対して実施をさせていただいております。新規採用職員、30年度、今年度でありますけれども、4人に対して10月22日の月曜日に実施をし、岡崎警察署の職員とお願いをしまして、講話とビデオ、まあ、講話を実施をしておりますし、過去29年度、28年度におきましても、主に新規採用職員に対して交通安全の研修を実施をさせていただいております。
- 議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） そうしますと事故そのものの関係からいくと、8月18日の火災出動中だよということですよ。救急車と緊急自動車である消防車は、交通規則の関係からいくとどうなりますか。
- 議長（杉浦あきら君） 消防次長。
- 消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 緊急走行、こちらのほうは制限速度が一般道路は80キロ以内ということで走行を行っております。
- 議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 過去に救急車がパトカーに捕まっちゃったもんな、スピード違反だといって。そのときに議会の中で問題になったけれども、救急車両と緊急車両では対応する速度が違うわけですよ。御存じですか。
- 議長（杉浦あきら君） 消防次長。
- 消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 済みません、私の知っている限りでは同じだと思っております。
- 議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

- 14番（伊藤宗次君） それでは、なぜ救急車両と緊急車両という区別をしているのかと。幸田町で捕まったのは救急車。救急車は、一般的な交通法令に基づいて、ここでいけば50キロだと。50キロを超えて走っていたもので、根性が悪いかどうかは知りませんが白バイに捕まっちゃった。それ以外の緊急車両と、ただ、緊急車両の場合でも赤色ランプをつけておかないといかんよな。出動中ですよということを他に知らしめながら、走る場合には一般的な交通規制にかかわる速度違反はないということですが、それは前段の講釈と。じゃあ、今回の交通事故については何キロでしたか。
- 議長（杉浦あきら君） 消防次長。
- 消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 当時出動していた隊員に確認したところ、70キロ前後ということの回答はいただいております。
- 議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 確認ですが、70キロ程度だということで、先ほど前提として赤色灯とサイレンは鳴らしておりましたよね。そこら辺の確認は。
- 議長（杉浦あきら君） 消防次長。
- 消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 火災出動中ですので、回転灯及びサイレンの吹鳴はしております。
- 議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 確認不足でしたとってな、パッと走って捕まっちゃったら、いや、確認不足でございました、60キロでしたかね、80キロでしたかねと。こんなことをやってたらあかんわけなんでな。まさにきちんと確認をする。確認をしたらやっていいことと悪いことがあるわけなんでな。そこら辺が議会の中でも曖昧にされて、いや、確認不足ですわとって居座ってるのもおるわけだ。そういうきちんとした確認がされてきてないと、事故を起こした形態からいきますと幾ら出動中だといえども、許される範疇と許されない範疇、それはおのずからあるわけだ。そういう点でいけば、先ほど申し上げたように、きちんとした交通安全教育と。これはどうしても欠かせないという点で、一つは、生命、財産を守るのがあなたの使命だ、あなた方のね。そういう点で再度確認をさせていただく。
- 議長（杉浦あきら君） 消防次長。
- 消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 消防としましては、現在、キョウセイ交通大学、こちらのほうから講師をお招きして交通安全運転の実技講習並びに緊急自動車の法令と実務に関する座学、こちらのほうを行いました。あと、消防としまして、庁舎内に事故再発防止のポスター、こちらのほうを掲示して、職員に周知できるように現在はおしております。
- 議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。
ほかにありませんか。
- 13番、丸山君。
- 13番（丸山千代子君） 今回、備品等につきまして旧車両のものを移行して使用するという内容になっているわけでありましてけれども、この旧車両からの移行品のいわゆる消耗ですね。そうした関係におきまして耐用年数等、あるいは例えば消防車両として大体の

使用年限は13年から14年、10年以上というようなことで更新がされていくわけですが、それが十分耐え得るのかということでございますが、その点につきまして、この移行品についての耐用年数は十分再度の更新までに耐え得るのか、その点について確認したいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防次長。

○消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 旧車両から移行品、こちらの中で10品目挙げさせていただいておりますが、こちらのほうは交通事故のときに車両の外側についていたものは、やはり破損してしまいました。こちらのほうは車両内部に収納していたものであって破損していないもの、こちらのものを新しい車両のほうに移行して使用するということでもあります。あと、消耗期限にありましては、そのものそれぞれで違ってきますが、耐え得るものを移動しております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 耐え得るものをそれは移行させるかというふうに思いますが、この旧車両の移行品について例えばこの10品目、これが全て新品だった場合はどれぐらいになるのか。旧車両からの移行品によってこの部分が安くなるといいますか、その辺についてどれぐらいの金額が安くなったのかあわせて答弁がいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 消防次長。

○消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 10品目の移行品であります、全て含めて約250万円ほどになっております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 250万円節約できたよということでございますが、こうした備品関係については耐用年数がそれぞれ違うということでもありますので、こうした関係におきましては、今までにも修理等に当たっていろいろと変えてきた経過があるというふうに理解をしてよろしいのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防次長。

○消防次長兼消防署長（小山哲夫君） ものによって火災現場で破損等をするものもあります。そちらのほうは取りかえで実施しております。なお、10番の空気呼吸器、こちらのほうは金額としてもかなり高価なものになってきますので、こちらのほうはどの車両でも更新時は載せかえで行っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 更新時に空気呼吸器を載せかえるということでございますが、旧車両からの移行品ということにあっておりますので、これは載せかえではないということですよ。ですから、この辺はどうなるのか。空気呼吸器が高いということで更新時には載せかえということでございますが、この空気呼吸器はもう既に耐用年数を過ぎていたというそのものを載せたのかというふうにとれるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 消防次長。

○消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 済みません、空気呼吸器に対しては、どの車を更新するときも移すという形で行っております。空気呼吸器自体も耐用年数がありますので、

その都度更新はしております。今回載せかえるのは更新時期ではありませんので、旧車両から新車両へ載せかえるという形になっております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） お願いをします。安全対策の面でハード面とソフトに分けて聞きたいと思いますが、ソフトに対する運転手その他のこの教育については先ほどお聞きしました。今、再教育をしているところだという話でございます。そのほかにソフトとして、この新しい車に対してどのようなものをつけたとか、ハード的にはこういうものをつけたからより事故に遭わない確率が高くなったと。そういったものがありましたらお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防次長。

○消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 今回新たに入れる車ではありますが、オートマチック車、こちらのほうを採用しております。採用理由としましては、新人職員、最近の若手職員なんですが、自家用車でもオートマチック車を購入している方が多くミッション車になれていない。こちらの関係から少しでも隊員の負担の軽減ということでオートマチック車を採用しております。あと、今あります衝突安全装置、こちらのほうも今の車は標準装備されている車両になりますので、今回の車両もそのような安全装置がついている車両でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 前にお聞きしたときには、転倒防止のためにタンクに水を予備に積んでいくと、そんなようないろいろな対策を検討しますというような話があったんですが、車がオートマチックになったという部分が変わったと。それではちょっと不足かなと思いますので、そういった消防署としてできる対策として何をやっているかということについてお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防次長。

○消防次長兼消防署長（小山哲夫君） 今、委員のほうからおっしゃられました水槽、こちらのほうも800リットル、旧のポンプ車にはついておりませんでした。今回800リットルの水槽をつけました。それで、こちらにより重心のほうは下がり安定するということはメーカーのほうからも確認はとれております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第47号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより上程議案について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は起立により行います。

第47号議案 財産取得について(消防ポンプ自動車CD-I型)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第47号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は終了しました。

お諮りします。

今回の臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これにて、平成30年10月29日に招集された第2回幸田町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 9時32分

○議長(杉浦あきら君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 平成30年第2回幸田町議会臨時会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、終始御熱心に御審議をいただき、また私どもが提案をさせていただきました議案について議決を賜り、心から感謝、御礼を申し上げます。

成立いたしました議案の執行に当たりましては、審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたし、適正な執行、運用に努めてまいる所存でございます。

また、あした10月30日から各委員協議会を、12月は議会定例会を開催させていただきたく考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

議員各位におかれましては、何かと御多用のことと存じます。町政発展のために特段の御指導、御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長時間にわたり熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力をいただき、まことにありがとうございました。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前 9時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年10月29日

議 長

議 員

議 員